令和8年度 木づかい促進事業

住宅等の新築やリフォームに日田材又は日田家具ポイントを支給します

木材は、材料製造時の炭素放出量が少ない省エネ材料です。また、木材の乾燥重量の約半分は炭素(C)で、空気中の二酸化炭素(CO_2)を吸収し貯蔵しており、温暖化の抑制につながります。

※日田家具ポイントとは日田市内で製造された家具と交換できるポイントです。家具は裏面へ

■支給対象となる建物

【　新　築　】日田材の使用量が１０㎥以上の自らが居住するための住宅

【リフォーム】一般住宅または集合住宅における自らが居住する住戸(5万円以上日田材を使うもの)

新築の対象とならない１０㎥未満の新築住宅

住宅に付属する施設の新設や修繕（住宅敷地内の 倉庫,車庫,塀,ウッドデッキ等）

※農業を含む事業用の施設は対象となりません。

店舗等は、日田市役所林業振興課までお問い合わせください。(0973-22-8362)

■支給条件（主なもの）

- 令和7年度に同一の施主又は同一の住宅等が本制度の補助を受けたことがないこと
- 木材使用量のおおむね80%以上が日田材であること
- 年度内の完成（上棟）が可能なこと
- 施主が市税を滞納していないこと
- 日田市内の業者が施工すること
- 請負契約を締結すること（自ら施工するリフォーム等は対象となりません。）

その他条件がありますので詳しくは下記事務局へ事前にお問い合わせください

■補助の内容

新築・リフォームに対して、補助上限額内の日田材 または 日田家具ポイントを支給

① 木材使用量加算（新築住宅の木材使用量（炭素貯蔵量）に応じて加算）

加算の目安(スギ)：10㎥～(5万)、16㎥～(10万)、24㎥～(15万)、33㎥～(20万)

② 特別加算（建設地が日田市内に限る）

【三世代同居加算】

三世代同居世帯として三世代以上の直系親族が、基準日(※1)内に新たに同一世帯で同居すること

【ＵＩターン加算】

5年以上日田市外に居住していたものが、基準日（※1）内に日田市の住民票を有し、新たに日田市内で自らが居住する住宅を新築または住宅・住戸をリフォームすること

(※1)基準日とは交付申請日より１年前及び工事完了日より１年後

＜補助額早見表＞

区　分	基本補助額	加　算　額			
		木材使用量	UIターン	三世代同居	三世代＋UIターン
新　築	20万	+5・10・15・20万	+10万	+15万	+25万
リフォーム	15万	－	+5万	+10万	+15万

■申請書類（その他、追加の書類が必要な場合があります）

申請書・建築契約書・工事見積書・設計図・木材使用明細書・付近見取図

建築確認済証（※2）・着工前写真（リフォームのみ）・市税の滞納のない証明書

世帯全員分の住民票（三世代同居のみ）・移住者の住民票（UIターンのみ）・転居後の住民票

（※2）令和7年4月から大規模なリフォームも必要となりました

※予算がなくなり次第締めきります

＜申請先・お問合わせ＞
顔の見える日田材の家づくり等推進協議会 事務局
日田市大字東有田字新山2776-6
（日田木材協同組合内）TEL(0973)24－2167

令和8年度

木づかい促進事業

日田家具カタログ

青柳インテリア株式会社

株式会社アサヒ

ベストリビング株式会社

日東木工株式会社

Life design shop Areas

ヤハタ木工有限会社

家具工房　木正舎

詳しくはこちら

Hita Furniture Catalogue







日田市

顔の見える日田材の家づくり等推進協議会